

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
1	前見返し3	16歳	<p>●女子は婚姻可能な年齢(本文p.241, なお婚姻の成立については本文p.240)。</p>	(削除)
2	前見返し3	18歳	<p>●<del>男子の婚姻可能年齢(本文p.240, p.241など)。</del> この年齢から就労に制限がなくなる。</p>	<p>●<u>婚姻可能年齢(本文 p.241)。</u> ●<u>行為能力者となる(本文 p.18)。</u> この年齢から就労に制限がなくなる。</p>
3	前見返し3	20歳	<p>●<u>行為能力者となる(本文p18)。</u></p>	(削除)

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
4	18	26	<u>20歳未満の者</u>	<u>18歳未満の者</u>
5	20	上表	<u>婚姻していない</u> <u>20歳未満の者</u> 削除	<u>18歳未満の者</u>
6	25	20～24	③ <u>18歳</u> の少年Aは、親に無断で、B自動車商会から、 <u>150万円</u> で自動車を購入する契約を結んだ。代金は、 <sup>げつぎ</sup> 月賦で支払うことにしていたが、初回金だけ支払って、あとから払えなくなったので、B自動車商会に対して、自分は未成年者だから契約を取り消すと主張した。この場合のAの主張は認められるか。	④ <u>16歳</u> の少年Aは、親に無断で、B家電店から、 <u>50万円</u> で高級オーディオセットを購入する契約を結んだ。代金は、 <sup>げつぎ</sup> 月賦で支払うことにしていたが、初回金だけ支払って、あとから払えなくなったので、B家電店に対して、自分は未成年者だから契約を取り消すと主張した。この場合のAの主張は認められるか。

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
7	57 58	15~17 1	<p>削除 <u>意思表示が届くのに、取引上配慮すべき時間がかかる関係にある人(隔地者)の間での意思表示は、原則として意思表示が相手方に到達した時から効力が生じるものとされている(民97①)。これを到達主義という。</u></p>	<p>意思表示は、その通知が相手方に到達した時から効力が生ずるものとされている(民97①)。これを到達主義という。たとえば、手紙を送るなど意思表示が届くのに時間がかかる場合(隔地者間)に問題となる。</p>
8	155	30	<p>監査法人でなければならない</p>	<p>監査法人でなければ<u>な</u>らない</p>
9	196	14	<p><b>3</b> 金融商品販売法</p>	<p>3 <u>金融サービス提供法(金融サービスの提供に関する法律)</u></p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
10	196	25	<u>金融商品販売法</u>	<u>金融サービス提供法</u> (令和2年改正前の法律名は金融商品販売法)
11	196	26	<u>金融商品販売法</u>	<u>金融サービス提供法</u>
12	196	27	<u>金融商品販売法3</u>	<u>金融サービス提供法4</u>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
13	196	側注 アドバイ ス	<p><u>金融商品販売法</u>の「金融商品」は、<u>金融商品取引法</u>の「金融商品」と異なり、預金や保険を含む。<u>金融商品販売法</u>の「金融商品」を販売する者を金融商品販売業者という。</p>	<p><u>金融サービス提供法</u>に<u>おける</u>「金融商品」は、<u>金融商品取引法</u>の「金融商品」と異なり、預金や保険を含む。<u>金融サービス提供法</u>の「金融商品」を販売する者を金融商品販売業者という。</p>
14	197	2	<p><u>金融商品販売法</u>4・5</p>	<p><u>金融サービス提供法</u>5・6</p>
15	200	側注 解答の ヒント ①	<p>①<u>金融商品販売法</u>3条～5条参照。</p>	<p>①<u>金融サービス提供法</u>4条～6条参照。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
1 6	2 1 7	表 送りつ け商法 ／法的 対応	<p>商品送付日から14日間、業者に引き取りを請求した場合は、7日間を経過後は自由に処分できる。</p>	<p>商品は<u>ただちに</u>処分できる。</p>
1 7	2 4 0	14～18	<p>ただし、未成年者の場合には父母の同意が必要とされるが、それはどちらか一方が同意すればよいとされている(民737)。なお、未成年者が婚姻をしたときは、成年に達したものとみなされ(民753)、親の親権はなくなることになる。</p>	(削除)
1 8	2 4 0	側注 アドバ イス	 <p><b>アドバイス</b></p> <p>未成年者が婚姻によって成年とみなされることを成年擬制という。 ただし、私法上の法律関係だけに適用され、未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法、公職選挙法などの公法は適用されない。</p>	(削除)

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
1 9	2 4 1	1 5	<p><u>男は18歳、女は16歳</u>になっていなければならない 削除</p>	<p><u>婚姻は、18歳</u>になっていなければならない</p>
2 0	2 4 1	2 5	<p>⑤未成年者の婚姻 未成年者は親の同意が必要とされる(民737①)。</p>	<p>(削除)</p>
2 1	2 4 5	側注 アドバ イス下	 <p><b>アドバイス</b></p> <p>未成年の未婚の母親は、子の親権者になることはできない。その場合は、母親の両親が親権の代行をする。ただし、未成年の未婚の母親が婚姻をすれば、民法上は成年として扱われるので、親権者になれる。</p>	<p>(削除)</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
22	246	15	1028	1042
23	246	17	1028	1042
24	250	14~15	(3) 未成年者が婚姻するには <sup>⑥</sup> の同意が必要とされ、婚姻によって、 <sup>⑦</sup> に達したものとみなされ、親の <sup>⑧</sup> はなくなることになる。	(削除)

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
25	250	16~17	(4) 婚姻は、法律上は、戸籍法による⑥を出すことが必要とされ、この届出をしていない夫婦は⑦といわれる。	(3) 婚姻は、法律上は、戸籍法による⑥を出すことが必要とされ、この届出をしていない夫婦は⑦といわれる。
26	250	18~20	<p>【語群】 ア. 血族      <u>イ. 成年</u>      <u>ウ. 戸籍</u>      <u>エ. 内縁の夫婦</u></p> <p><u>オ. 未婚の子</u>      <u>カ. 親権</u>      <u>キ. 父母</u>      <u>ク. 婚姻届</u></p> <p><u>ケ. 姻族</u>      削除      削除</p>	<p>【語群】 ア. 血族      <u>イ. 戸籍</u>      <u>ウ. 内縁の夫婦</u>      <u>エ. 未婚の子</u></p> <p><u>オ. 婚姻届</u>      <u>カ. 姻族</u></p>
27	250	21~23	(5) 夫婦の財産関係については、ふつう民法の定める⑩が適用される。その基本は⑨であり、婚姻前から有する財産と、婚姻中自己の名で得た財産は、その⑩となる。	(4) 夫婦の財産関係については、ふつう民法の定める⑧が適用される。その基本は⑨であり、婚姻前から有する財産と、婚姻中自己の名で得た財産は、その⑩となる。

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
28	250	24~25	(6) 離婚した者は、相手方に対して、 <u>㉑</u> を請求することができるし、離婚の原因によっては、 <u>㉒</u> を請求することもできる。	(5) 離婚した者は、相手方に対して、 <u>㉑</u> を請求することができるし、離婚の原因によっては、 <u>㉒</u> を請求することもできる。
29	250	26~28	(7) 夫婦の間に生まれた子を <u>㉓</u> という。夫婦以外の者との間に生まれた子を <u>㉔</u> といい、その父が <u>㉕</u> することにより、その効力は出生の時にさかのぼって、その時から <u>㉖</u> があったことになる。	(6) 夫婦の間に生まれた子を <u>㉓</u> という。夫婦以外の者との間に生まれた子を <u>㉔</u> といい、その父が <u>㉕</u> することにより、その効力は出生の時にさかのぼって、その時から <u>㉖</u> があったことになる。
30	250	29~31	<p><b>【語群】</b></p> <p><u>コ</u>. 認知            <u>サ</u>. 財産分与    <u>シ</u>. 非嫡出子</p> <p><u>ス</u>. 法定財産制    <u>セ</u>. 親子関係    <u>ソ</u>. 別産制</p> <p><u>タ</u>. 特有財産        <u>チ</u>. 嫡出子        <u>ツ</u>. 慰謝料</p>	<p><b>【語群】</b></p> <p><u>キ</u>. 認知            <u>ク</u>. 財産分与    <u>ケ</u>. 非嫡出子</p> <p><u>コ</u>. 法定財産制    <u>カ</u>. 親子関係    <u>キ</u>. 別産制</p> <p><u>ス</u>. 特有財産        <u>セ</u>. 嫡出子        <u>ソ</u>. 慰謝料</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
3 1	2 5 1	1	(8) 未成年者を養子にする場合には <sup>㉔</sup> の許可を得なければならない。	(7) 未成年者を養子にする場合には <sup>㉓</sup> の許可を得なければならない。
3 2	2 5 1	2	(9) 未成年者の子は、父母の <sup>㉔</sup> に服する。	(8) 未成年者の子は、父母の <sup>㉓</sup> に服する。
3 3	2 5 1	3	(10) <sup>㉔</sup> と兄弟姉妹は、互いに扶養する義務がある。	(9) <sup>㉓</sup> と兄弟姉妹は、互いに扶養する義務がある。

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
34	251	4～6	<p>(11) 相続は⑳によって開始され、その財産は㉑があればそれによるが、そうでなければ、民法の規定によって、相続人に相続される。これを㉒といい、㉓はつねに相続人となる。</p>	<p>(10) 相続は㉑によって開始され、その財産は㉑があればそれによるが、そうでなければ、民法の規定によって、相続人に相続される。これを㉒といい、㉓はつねに相続人となる。</p>
35	251	7～8	<p>【語群】  <u>テ</u>. 法定相続    <u>ト</u>. 死亡    <u>ナ</u>. 配偶者    <u>ニ</u>. 親権  <u>ヌ</u>. 遺言        <u>ネ</u>. 直系血族    <u>ノ</u>. 家庭裁判所</p>	<p>【語群】  <u>タ</u>. 法定相続    <u>チ</u>. 死亡    <u>ツ</u>. 配偶者    <u>テ</u>. 親権  <u>ト</u>. 遺言        <u>ナ</u>. 直系血族    <u>ニ</u>. 家庭裁判所</p>
36	251	21～24	<p>① 19歳の男Aと16歳の女Bは、親の同意を得たので婚姻届を提出した。これによって、法律上、どのような行為が単独・独立にできるだろうか。また、未成年者が、婚姻によって成年に達してもできない法律上の行為にはどのようなことがあるだろうか。</p>	<p>(削除)</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
37	251	25	②	①
38	251	側注 解答の ヒント ①	①民753参照。	(削除)
39	251	側注 解答の ヒント ②	②	①

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
4 0	2 5 2	4 段目 8 ~ 9	<p>金融商品取引法……………191 金融商品販売法……………196</p>	<p>金融サービス提供法………196 金融商品取引法……………191</p>
4 1	2 5 3	4 段目 3 3	成年擬制……………240	(削除)
4 2	前見返 し 3	20 歳	<p>●<u>法律上大きな節目 の年齢。</u></p>	<p>●<u>この年齢から飲酒 などが可能となる。</u></p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
43	101	脚注① 3～4	<u>時効の中 断</u>	時効の <u>更新</u>
44	197	15	<u>指名債権として存在</u> <small>p.72</small>	<u>手形・小切手をとみなわない債権として存在</u> <small>p.32</small>
45	197	18	<u>指名債権の債権者</u> 削除	債権の債権者

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
46	197	27	指名債権にかわる新しい債権の制度の創設が要請された。 削除	債権にかわる新しい <u>電子化された</u> 債権の制度の創設が要請された。
47	198	12	<u>指名債権譲渡</u>	<u>民法上の</u> 債権譲渡
48	200	19	指名債権および手形・小切手 削除	債権および手形・小切手